

三方山水源環境保全委員会処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三方山水源環境保全委員会規約15条の規定に基づき、三方山水源環境保全委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理するために必要な事項を定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 委員会の庶務に関すること。
- (4) その他委員会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に局長、副局長及び次長その他必要な職員を置く。

2 局長、副局長及び次長その他必要な職員は、長崎市長が指名する。

(職員の職務)

第4条 局長は、委員長の命を受け、事務局を総括する。

2 副局長は、局長を補佐し、局長に事故あるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員長の決裁事項)

第5条 委員長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の会議に付すべき事項に関すること。
- (2) 委員会の予算及び決算の調製に関すること。
- (3) 規程等の制定改廃に関すること。
- (4) その他重要な事項に関すること。

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決するものとする。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その事務を代決する。

(文書の記号)

第8条 文書に付する記号は、「三水環」とする。

(決裁区分)

第9条 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 委員長の決裁を受けるもの 委員長
- (2) 局長の決裁を受けるもの 局長

(公印)

第10条 公印の名称、ひな形、大きさ、書体、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局の職員の給与については、長崎市が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、長崎市の例により、委員会の予算において支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

この規定は、令和2年8月12日から施行する。

別表（第10条関係）

名 称	ひな形	大 き さ	書 体	用 途	管 理 者	個 数
三方山水源環境保全委員会委員長印	三方山水源環境保全委員会委員長印	方24 ミリメ ートル	てん書	委員長名 をもって する文書	事務局長	1